

小田原市人事行政の運営等の状況について
＜平成24年度実績・補正版＞

平成25年12月
小田原市企画部職員課

1	総括	3
	(1) 人件費の状況（普通会計決算）	3
	(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）	3
	(3) 特記事項（給与減額の状況）	3
	(4) ラスパイレス指数の状況	4
	(5) 給与改定の概要	4
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	5
	(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	5
	(2) 職員の初任給の状況	7
	(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	7
3	一般行政職の級別職員数等の状況	8
	(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	8
	(2) 昇給への勤務成績の反映状況	9
	(3) 高齢層職員の普通昇給抑制制度の概要	9
4	職員の手当の状況	9
	(1) 期末手当・勤勉手当の状況	10
	(2) 退職手当の状況	11
	(3) 地域手当の状況	11
	(4) 特殊勤務手当の状況	11
	(5) 時間外勤務手当の状況	12
	(6) その他の手当の状況	12
	(7) 旅費の概要	12
5	特別職等の報酬等の状況	13
	(1) 特別職等の報酬等の状況	13
6	職員数の状況	14
	(1) 職員の総数	14
	(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由	14
	(3) 年齢別職員数の状況	15
	(4) 職員数の推移	15
	(5) 採用者の状況	16
	(6) 退職者の状況	18
	(7) 再任用の状況	18
	(8) 外郭団体等への管理職の再就職の状況	18
	(9) 身体障害者及び知的障害者の任用状況（障害者雇用率）	18
7	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	19
	(1) 勤務時間、休憩時間の概要	19

(2) 年次休暇の概要と取得状況	19
(3) 特別休暇の概要	19
(4) 介護休暇の概要と取得状況	20
(5) 療養休暇の概要と取得状況	20
(6) 育児休業等の概要と取得状況	20
(7) 安全衛生管理体制の整備状況	21
8 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	22
(1) 分限処分の状況	22
(2) 懲戒処分の状況	22
9 職員のサービスの状況	23
(1) サービスに関する基本原則の概要	23
(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況	23
(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況	23
10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	24
(1) 人材育成基本方針の概要	24
(2) 研修体系の概要と実施状況	24
(3) 人事評価制度の概要	27
11 職員の福祉及び利益の保護の状況	28
(1) 共済組合の短期給付及び長期給付の概要	28
(2) 共済組合の福祉事業の概要	28
(3) 公務（通勤）災害補償の概要と実施状況	29
(4) 職員の健康診断等の概要	29
(5) メンタルヘルスへの対応状況	29
(6) ハラスメントへの対応状況	29
(7) その他厚生制度の概要	30
12 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立及び苦情処理）	31
(1) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況	31
(2) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況	31
(3) 苦情処理制度の概要と状況	31
13 内部通報制度	31
(1) 内部通報の受付の状況	31

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費とは、職員に支給される給与、特別職に支給される給料・報酬等のほか、職員が加入している各共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A (千円)	実質収支 (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B/A (%)
平成 24 年度	196,809 人	61,147,446	3,669,269	12,336,913	20.2
平成 23 年度	195,903 人	59,006,594	3,071,518	10,939,078	18.5

(注) 普通会計とは、地方公共団体の財政を比較する場合などに用いられる会計区分で、本市の普通会計は、一般会計とほぼ同じ内容を含んでいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

職員給与費とは、人件費のうち職員に支給される給与の総額をいいます。（単位:千円）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 24 年度	1,230 人	4,759,936	1,590,566	1,764,945	8,115,447	6,598
平成 23 年度	1,222 人	4,741,468	1,679,630	1,790,344	8,211,442	6,720

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
 2 職員数は、各年度 4 月 1 日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

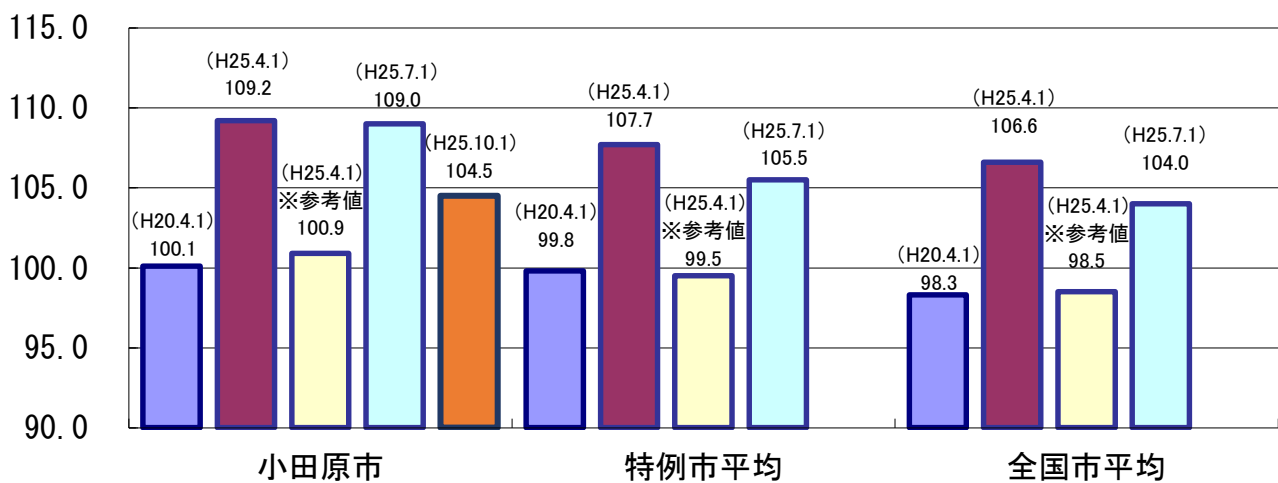
(3) 特記事項（給与減額の状況）

（給与減額の状況）

国の要請等を踏まえた減額措置の取組み	減額実施期間
職員（医師を除く。）の給料月額を職責に応じて、6%、4%、2%、1%の割合で減額措置を実施	平成 25 年 10 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで
減額措置の内容	
給 料	次の給料表の職責に応じて、給料月額を減額 ①一般職給料表（1）の適用を受ける職員 部長級、副部長級、課長級・・・6%減額 副課長級、係長級、主査、主任・・・4%減額 主事級、主事補級・・・1%減額 ②一般職給料表（2）の適用を受ける職員 技能・業務主査、上級技能・上級業務主任・・・2%減額 その他の技能・業務職員・・・1%減額 ③医療職給料表（2）の適用を受ける職員 薬剤科部長、技師長、上級・主査・主任等の職にある薬剤師・技師等 ……4%減額 その他の医療技術職・・・1%減額 ④医療職給料表（3）の適用を受ける職員 看護部長、副看護部長、上級看護師長、看護師長、主任・上級看護師 ……4%減額 その他の看護師・・・1%減額

地域手当	減額措置後の給料月額を基礎として算出 地域手当の月額を上記給料の減額措置に準じて6%～1%減額
減額措置による人件費の削減額	
135,214千円の人件費の削減	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数を（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。
- 3 特例市平均とは、人口規模、産業構造が類似している特例市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の概要（平成24年度実績）

市職員の給与は、地方公務員法に基づき、国家公務員や他の市町村の職員の給与、民間企業従業員の給与、生計費などを考慮して、市の条例で定めることになっています。

地域手当の支給率を国の基準の3%とすることとし、平成24年度（平成24年4月1日）からは支給率を5%（従前は7%）に、平成25年度（平成25年4月1日）からは支給率を3%に引き下げることにする改定を実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

ア 一般行政職

(各年4月1日現在)

区分	平成 25 年			平成 24 年		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小田原市	40.6 歳	322,670 円 (309,248 円) 10 月から実施の給与 減額措置後の額	426,124 円 (376,456 円) ※ (国比較ベース)	41.0 歳	325,583 円	434,366 円 (386,316 円) ※ (国比較ベース)
			407,228 円 (362,520 円) ※ (国比較ベース)			
国	43.1 歳	307,220 円 《332,446 円》 ※給与減額前の額	376,257 円 《405,463 円》 ※給与減額前の額	42.8 歳	304,944 円 《329,917 円》 ※給与減額前の額	372,906 円 《401,789 円》 ※給与減額前の額
神奈川県	43.0 歳	329,586 円 (319,288 円) 7 月から実施の給与 減額措置後の額		43.1 歳	345,615 円	454,292 円 (401,261 円) ※ (国比較ベース)

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出しています。

3 国 (国家公務員) 欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額 (国比較ベース)」の《》書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値 (減額前) です。

イ 技能労務職

(平成25年4月1日現在)

区分	公務員				民間			参考	
	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額 (A)(円) (国ベース) (円)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(B)(円)	A/B	
小田原市	50.2	114	313,479	373,659 (362,380)	—	—	—	—	
内訳	清掃職員	49.2	52	318,085	390,086 (366,554)	廃棄物処理業 従業員	44.6	290,600	1.34
	学校給食員	50.3	22	297,027	331,791 (346,530)	調理士	41.5	280,600	1.18
	用務員	56.6	4	328,150	359,022 (372,131)	用務員	53.7	202,700	1.77
	自動車運転手	50.3	7	323,114	416,901 (379,027)	自家用自動車 運転者	51.2	242,400	1.72
	その他	50.9	29	313,351	367,546 (361,638)	—	—	—	—
国	49.9	3,272	272,119 《286,850》 《》内は減額前	325,400 《309,534》	—	—	—	—	

区分	参 考			
	年収ベース(試算値)の比較			
	公務員(C)(円)	民間(D)(円)	C/D	
内訳	清掃職員	6,117,625	3,980,600	1.54
	学校給食員	5,273,048	3,688,700	1.43
	用務員	5,750,614	2,809,400	2.05
	自動車運転手	6,408,119	3,290,200	1.95
	その他	5,842,563	—	—

(注) 該当する職員がない場合は、ハイフン(—)としています。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成22～24年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

☆技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

上記の2(1)イのとおり

2 基本的な考え方

平成18年4月に、給与構造の見直しの際、それまで国の一般行政職俸給表(一)に準拠していた技能労務職の給料表を、国の一般行政職俸給表(二)に準拠させたことで、大幅な見直しを行いました。今後も、国の動向に準じた取組み、見直しを行います。

3 具体的な取組内容

技能労務職の給料表、手当等について、国の制度変更があった場合に、速やかに国に準じた措置を行います。

4 その他

平成24年度に技能労務職が行う業務についての現状と課題の再検討を実施した結果、委託化によるコスト削減が見込めない業務、緊急性が高く委託化になじまない業務については、引き続き市(技能労務職)が担う必要があると判断しました。これらの業務以外については引き続き民間委託を推進し、退職者不補充とします。(平成24年8月改定)

- (1) 【採用の一部再開】平成24年度中に清掃業務、道路補修等業務については、市が行うべき最小遂行職員数を設定し、当該職員数を下回る場合は採用を行う。
- (2) 【民間委託の推進】学校給食調理業務の委託化・学校用務員業務の委託化
- (3) 【技能労務職の職員数】(1)以外の業務にあつては、退職者不補充により職員数の純減予定

(2) 職員の初任給の状況

(各年4月1日現在)

区分	平成25年			平成24年		
	一般行政職		技能労務職	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	高校卒(18歳)	大学卒	高校卒	高校卒(18歳)
小田原市	184,300円	153,400円	146,700円	184,300円	153,400円	146,700円
県	178,800円	144,500円		178,800円	144,500円	
国	181,200円	140,100円		181,200円	140,100円	

(注) 技能労務職については、年齢及び職務内容ごとに基準額を設定しているため、平均額を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(各年4月1日現在)

区分		平成25年			
		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,071円	370,462円	408,935円	444,804円
	高校卒	208,200円	335,229円	374,038円	403,167円
技能労務職	高校卒	235,000円	282,000円	308,331円	332,507円
	中学卒	—円	—円	—円	325,935円

(注) 該当する職員がない場合は、ハイフン(—)としています。

区分		平成 24 年			
		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	281,491 円	368,401 円	412,023 円	442,149 円
	高校卒	212,317 円	339,377 円	369,100 円	396,800 円
技能労務職	高校卒	268,300 円	279,189 円	308,612 円	334,823 円
	中学卒	— 円	296,500 円	— 円	333,105 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

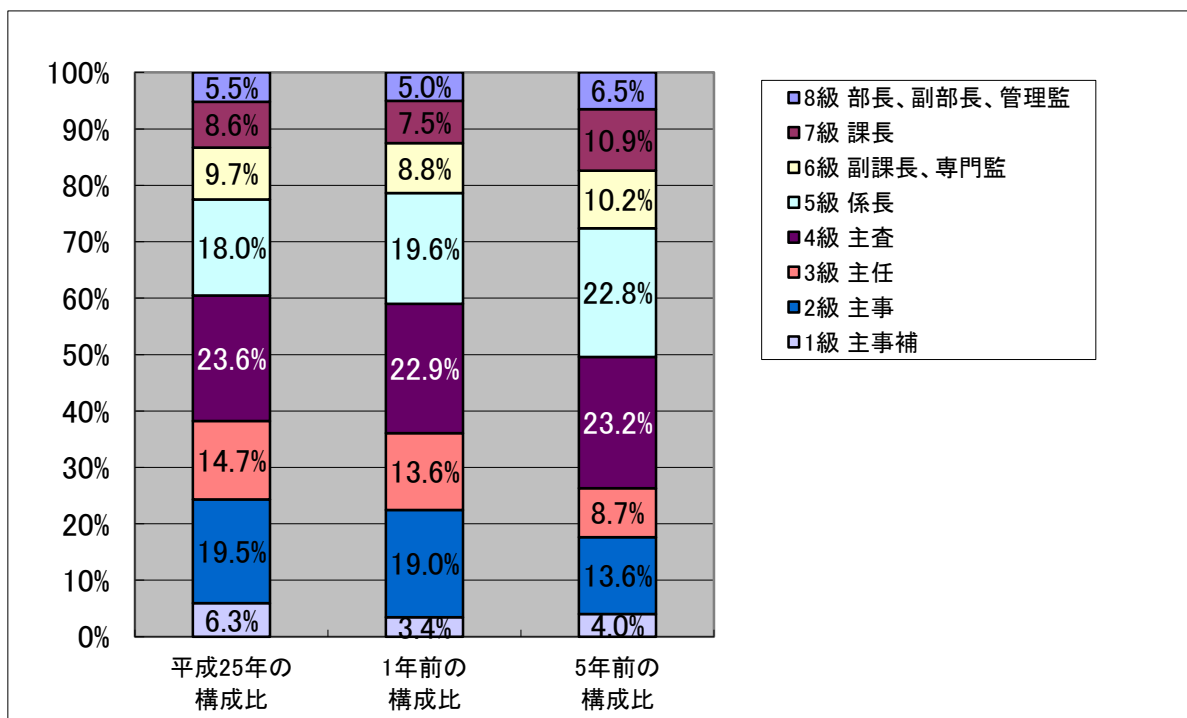
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	平成 25 年、1 年前の 標準的な職務内容	職員数	平成 25 年 の構成比	1 年前の 構成比	5 年前の 構成比	1 号給の給 料月額	最高号給の 給料月額
8 級	部長、副部長、管理監	45 人	5.5%	5.0%	6.5%	413,000 円	489,000 円
7 級	課長	70 人	8.6%	7.5%	10.9%	366,200 円	456,200 円
6 級	副課長、専門監	79 人	9.7%	8.8%	10.2%	320,600 円	422,600 円
5 級	係長	147 人	18.0%	19.6%	22.8%	289,200 円	400,600 円
4 級	主査	192 人	23.6%	22.9%	23.2%	261,900 円	388,300 円
3 級	主任	120 人	14.7%	13.6%	8.7%	222,900 円	354,700 円
2 級	主事	159 人	19.5%	19.0%	13.6%	185,800 円	307,800 円
1 級	主事補	51 人	6.3%	3.4%	4.0%	135,600 円	243,700 円
計		863 人					

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級における代表的な職務です。

平成 23 年 4 月に職制変更を行い、8 級から 5 級までの標準的な職務を変更しました。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

ア 勤務成績の評定の実施状況

平成18年度から、地方公務員法第40条に基づき、医療職以外の職員に対して、毎年10月1日及び2月1日を評価基準日とした勤務成績の評定（人事評価）を実施しています。

評価対象期間は、10月1日評価は4月1日～9月30日とし、2月1日評価は10月1日～1月31日としており、評価は、能力・態度・業績の3つの側面を実施して、評価結果（A～E）を決定しています。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から、すべての職員（ただし、育児休業中、休職中の職員等を除く。）について、毎年1月1日に昇給を実施しており、医療職以外の職員の昇給については、2月1日評価と10月1日評価の2つの評価結果に基づき、昇給区分（A～E）を決定し、昇給幅に差をつけています。

平成25年1月1日の昇給における一般行政職員の昇給区分の分布は、次のとおりです。

昇給区分	分布率
A（極めて良好）に決定された者	3.4%
B（特に良好）に決定された者	28.0%
C（良好：標準）に決定された者	64.2%
D（やや良好でない）に決定された者	1.6%
E（良好でない）に決定された者	0.1%

(3) 高齢層職員の普通昇給抑制制度の概要

高齢層職員の昇給抑制制度とは、民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、普通昇給を抑制する制度です。

（平成24年4月1日現在）

区分	昇給抑制年齢		該当職員数（小田原市）	
	小田原市	国	平成24年度	平成23年度
一般行政職	55歳以上	55歳以上	137人	127人
技能労務職	57歳以上	57歳以上	28人	19人

4 職員の手当の状況

職員に支給される手当には、次のようなものがあります。

- (1) 期末手当・勤勉手当：民間企業のボーナス等に相当する手当
- (2) 退職手当：退職したときに支給される一時金
- (3) 地域手当：民間の賃金水準を基礎とし物価等を考慮して職員に支給される手当
- (4) 特殊勤務手当：危険、困難、不健康な業務等に従事したときに支給される手当
- (5) 時間外勤務手当：正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当
- (6) その他の手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当等

(1) 期末手当・勤勉手当の状況

(平成24度実績)

区分	小田原市の支給割合 (月分)			県の支給割合 (月分)			国の支給割合 (月分)		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6 月 期	1.225 (0.65)	0.675 (0.325)	1.90 (0.975)	1.225 (0.65)	0.675 (0.325)	1.90 (0.975)	1.225 (0.65)	0.675 (0.325)	1.90 (0.975)
	1人当たり平均支給額 670千円 (平均年齢: 40歳3月)								
12 月 期	1.375 (0.80)	0.675 (0.325)	2.05 (1.125)	1.375 (0.80)	0.675 (0.325)	2.05 (1.125)	1.375 (0.80)	0.675 (0.325)	2.05 (1.125)
	1人当たり平均支給額 745千円 (平均年齢: 40歳9月)								
計	2.60 (1.45)	1.35 (0.65)	3.95 (2.10)	2.60 (1.45)	1.35 (0.65)	3.95 (2.10)	2.60 (1.45)	1.35 (0.65)	3.95 (2.10)
	1人当たり平均支給額 1,415千円								
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算 (概要) 役職加算 (5~20%)			職制上の段階、職務の級等による加算 (概要) 役職加算 (5~20%) 管理職加算 (10~25%)			職制上の段階、職務の級等による加算 (概要) 役職加算 (5~20%) 管理職加算 (10~25%)		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

ア 勤務成績の評定の実施状況

平成18年度から、地方公務員法第40条に基づき、医療職以外の職員に対して、毎年10月1日及び2月1日を評価基準日とした勤務成績の評定(人事評価)を実施しています。

評価対象期間は、10月1日評価は4月1日~9月30日とし、2月1日評価は10月1日~1月31日としており、評価は、能力・態度・業績の3つの側面を実施して、評価結果(A~E)を決定しています。

イ 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤勉手当は、すべての職員に毎年6月及び12月に支給しており、平成18年度から、医療職以外の職員の勤勉手当の成績(A~E)は、6月支給は2月1日評価(前年度)の結果を、12月支給は10月1日評価の結果を基に決定して、勤勉手当の支給額に差をつけています。

平成24年度の勤勉手当における一般行政職職員の成績の分布は、次のとおりです。

成績区分	分布率	
	6月期	12月期
A（極めて良好）に決定された者	5.1%	5.4%
B（特に良好）に決定された者	25.4%	25.8%
C（良好：標準）に決定された者	68.9%	68.0%
D（やや良好でない）に決定された者	0.5%	0.8%
E（良好でない）に決定された者	0.1%	— %

(2) 退職手当の状況

(平成24年4月1日現在)

区分	小田原市の支給率		国の支給率	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	職員の区分に応じた調整額		職員の区分に応じた調整額	
1人当たり平均支給額	2,667千円	24,069千円		

(注) 1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

(3) 地域手当の状況

(平成25年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
小田原市全域（医師を除く。）	3%	2,068人(62)	3%
医師	15%	97人	15%
平成24年度支給実績			464,546千円
支給職員1人当たり平均支給年額			227,223円

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員であり外数です。

(4) 特殊勤務手当の状況

(平成24年度実績)

区分	全職種
支給実績	568,755千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	57.58%
支給職員1人当たり平均支給年額	447,134円
手当の種類（手当数）	18
代表的な手当の名称	清掃作業手当、特殊作業手当、徴収手当、災害出動等手当、医師手当

(5) 時間外勤務手当の状況

(各年度実績)

平成 24 年度	支給総額	803,509 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	442,461 円
平成 23 年度	支給総額	794,721 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	474,744 円

(6) その他の手当の状況

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	内容	小田原市	国	支給実績 (24 年度)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (24 年度)
扶養 手当	配偶者	13,700 円	13,000 円	247,548 千円	253,635 円
	配偶者以外の扶養親族のうち 2 人まで	7,800 円	6,500 円		
	配偶者がいない場合 (そのうち 1 人)	11,200 円	11,000 円		
	配偶者以外の扶養親族のうち 3 人目以降	6,500 円	6,500 円		
	満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子	5,000 円 加算	5,000 円 加算		
住宅 手当	借家・借間 (最高額)	30,000 円	27,000 円	315,385 千円	237,667 円
	持家	15,500 円			
	その他 (平成 22 年度まで支給、平成 23 年 4 月 1 日に廃止)	4,500 円 (廃止)			
通勤 手当	交通機関利用者 (1 月当たりの最高額)	55,000 円	55,000 円	144,707 千円	89,824 円
	交通用具使用者 (片道 2km 以上)	3,000 円 から 24,500 円	2,000 円 から 24,500 円		
管理 職 手当	管理職の職務に応じて支給	定額制 行(1)の場合 75,000 円 から 100,000 円 まで	定額制 行(1)の場合 46,300 円 から 139,300 円 まで	323,313 千円	973,832 円

(7) 旅費の概要

公務出張、赴任に要する費用を旅費として支給しています。その支給内容の概要は、次のとおりです。

鉄道賃、車賃	片道 1 キロメートル以上の区間にわたり、鉄道等を利用した場合に、実費を支給
船賃、航空賃	所定の実費を支給
日当	廃止
宿泊料	職に応じて、1 泊につき 13,000 円又は 15,000 円を支給
支度料	外国への出張、赴任には、支度に要する費用を支給

5 特別職等の報酬等の状況

(1) 特別職等の報酬等の状況

(平成25年4月1日現在)

区分		給料月額等
給料	市長	790,400 円 (本来支給額 : 988,000 円を 20%減額中)
	副市長	694,450 円 (本来支給額 : 817,000 円を 15%減額中)
	教育長	635,400 円 (本来支給額 : 706,000 円を 10%減額中)
報酬	議長	586,000 円
	副議長	511,000 円
	議員	475,000 円
期末手当	市長 副市長 教育長	(平成24年度支給割合) 6月期 1.30月分 12月期 1.50月分 <hr/> 計 2.80月分
	議長 副議長 議員	(平成24年度支給割合) 6月期 1.55月分 12月期 1.60月分 <hr/> 計 3.15月分
退職手当	市長 副市長 教育長	<p>【算定方式】 退職手当 = 給料月額 × 在職月数^{※1} × 支給割合^{※2} ※1 在職月数 : 任期 (4年) 満了の場合 48月 ※2 支給割合 : 市長 (45%) 副市長 (30%) 教育長 (22.5%)</p> <p>【1期の手当額】 市 長 : 21,340,800 円 副 市 長 : 11,764,800 円 教 育 長 : 7,624,800 円</p> <p>【支給時期】 離職、又は任期満了時</p>

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 職員の総数

一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数 (各年4月1日現在)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
条例上の定数	2,239人	2,046人	193人
職員数	2,165人(62人)	1,971人(62人)	194人(0人)
うち女性	834人(10人)	820人(8人)	14人(2人)

- (注) 1 一般職の職員とは、市長、議員等の特別職の職員以外の職員をいい、その職種には、一般行政職、技能労務職、消防職、医療職があります。
- 2 一般職の職員(常勤)の定数については、条例で定めることとされ、この数が職員数の限度となります。ただし、教育長を除きます。
- 3 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外数です。

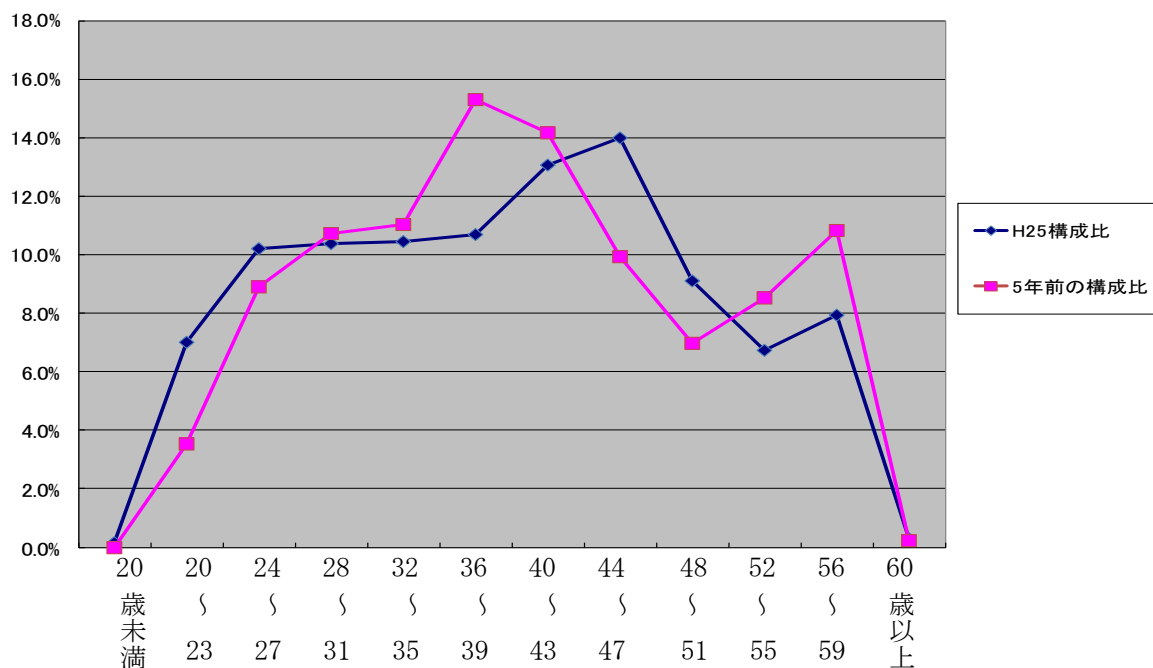
(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門区分		職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由	
		平成 25 年	平成 24 年			
普通会計	一般行政	議 会	12	12	0	
		総 務	301(9)	287(14)	14(-5)	戸籍住民窓口の充実
		税 務	72(1)	71(1)	1(0)	税務業務の充実
		労 働	2	2	0	
		農林水産	32	29	3	水産業業務の充実
		商 工	31	30	1	産業政策業務の充実
		土 木	152(8)	153(5)	-1(3)	業務の見直し
		民 生	170(1)	154(1)	16(0)	生活保護業務の充実
		衛 生	131(11)	128(11)	3(0)	環境再生、自然エネルギー業務の充実
	計	903(30)	866(32)	37(-2)	<参考> 人口1万人当たり職員数45.88人	
	教 育	161(14)	159(11)	2(3)	図書館・文化財保護業務等の充実	
	消 防	352(2)	206(1)	146(1)	消防広域化に伴う増	
	小計	1,416(46)	1,231(44)	185(2)	<参考> 人口1万人当たり職員数71.95人	
公営企業等会計	病 院	590(4)	580(2)	10(2)	医療体制の充実	
	水 道	53(6)	54(7)	-1(-1)	業務の見直し	
	下 水 道	39(3)	41(4)	-2(-1)	業務の見直し	
	そ の 他	67(3)	65(5)	2(-2)	介護保険業務の充実	
	小計	749(16)	740(18)	9(-2)		
合計		2,165(62)	1,971(62)	194(0)	<参考> 人口1万人当たり職員数110.01人	

- (注) 1 職員数は、一般職の職員数です。ただし、臨時職員又は非常勤職員を除きます。
- 2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外数です。
- 3 普通会計とは、公営企業等会計以外の部門です。公営企業等会計とは、病院、下水道等の部門です。
- 4 平成23年4月の組織・機構の変更により、教育委員会が担っていた文化・芸術に関する事務等を市長部局に移管したことなどに伴い、教育部門の人員が一般行政部門に異動しています。

(3) 年齢別職員数の状況



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
H25人数(人)	3	152	221	225	226	231	283	303	197	146	172	6	2165
H25構成比(%)	0.1	7.0	10.2	10.4	10.4	10.7	13.1	14.0	9.1	6.7	8.0	0.3	100.0%
5年前人数(人)	0	66	166	201	207	286	266	186	131	160	203	4	1876
5年前構成比(%)	0.0	3.5	8.9	10.7	11.0	15.3	14.2	9.9	7.0	8.5	10.8	0.2	100.0%

(4) 職員数の推移

各年度4月1日現在：単位(人)

部門別		年度						過去5年間の増減数(率)
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	
普通会計	一般行政	820	822	834	862	866	903	83(10.1%)
	教育	200	192	188	155	159	161	▲39(▲19.5%)
	消防	204	205	206	205	206	352	148(72.5%)
	(小計)	1,224	1,219	1,228	1,222	1,231	1,416	192(15.7%)
公営企業会計・特別会計	特別会計	107	105	105	101	106	106	▲1(▲0.9%)
	病院	483	522	545	579	580	590	107(22.2%)
	水道	62	61	58	54	54	53	▲9(▲14.5%)
	(小計)	652	688	708	734	740	749	97(14.9%)
総合計		1,876	1,907	1,936	1,956	1,971	2,165	289(15.4%)

※ 平成23年4月の組織・機構の変更により、教育委員会が担っていた文化・芸術に関する事務を市長部局に移管したことなどに伴い、教育部門から一般行政部門に職員が異動しています。

(5) 採用者の状況

ア 職種別に採用した職員数

区分	平成23年度(人)			平成22年度(人)			
	試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計	
一般行政職	一般事務	37 19	4 1	41 20	37 21	4 1	40 21
	保健師	7 6		7 6	6 6		6 6
	栄養士	2 2		2 2			
	土木技術	4 0	1 0	5 0	6 1		6 1
	建築技術	2 0		2 0	3 0		3 0
	化学技術	2 1		2 1	1 0		1 0
	電気技術	1 0		1 0	1 0		1 0
	機械技術				1 0		1 0
	学芸員				3 2		3 2
	保育士 幼稚園教諭	5 5		5 5	8 7		8 7
	消防職	5 0		5 0	6 0		6 0
	技能労務職		2 0	2 0			
	医療職	医師		33 13	33 13		38 10
看護師		43 38		43 38	26 22		26 22
助産師		1 1		1 1	1 1		1 1
医療技師		6 3		6 3	3 2		3 2
計		115 75	40 14	155 89	102 62	42 11	144 73

(注) 各職種の下段は、女性の採用者数であり、内数です。

イ 構造改革特区による医師の臨時的任用の状況

区分	平成24年度			平成23年度			
	試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計	
医療職	医師	6 1	2 0	8 1	8 3	3 0	11 3

(注) 各職種の下段は、女性の人数であり、内数です。

ウ 採用試験の実施状況

区分	平成 24 年度 (人)					平成 23 年度 (人)					
	受験者	1次合格者	2次合格者	最終合格者	倍率	受験者	1次合格者	2次合格者	最終合格者	倍率	
一般事務	1045	439	197	54	19.4	895	90	32	28	32.0	
	365	203	111	27		310	50	16	13		
一般事務 【育休代替】	21	8	7	7	3.0	44	20	17	17	2.6	
	16	7	6	6		32	15	14	14		
一般事務 身体障がい者	18	7	3	1	18.0	23	10	3	1	23.0	
	6	3	1	0		11	6	1	1		
福祉職	46	21	7	3	15.3	/	/	/	/	/	
	19	10	1	1		/	/	/	/		
保健師	33	18	11	6	5.5	23	10	7	4	5.8	
	27	13	7	6		19	8	5	3		
保健師 【育休代替】	1	1	1	1	1.0	2	2	-	2	1.0	
	1	1	1	1		2	2	-	2		
栄養士	29	14	8	2	14.5	29	6	3	3	9.7	
	27	13	7	2		28	6	3	3		
栄養士 【育休代替】	/	/	/	/	/	3	1	-	1	3.0	
	/	/	/	/		3	1	-	1		
土木技術	26	16	9	3	8.7	32	12	5	4	8.0	
	1	0	0	0		1	1	0	0		
建築技術	20	9	6	3	6.7	20	6	1	1	20.0	
	7	3	2	0		10	3	0	0		
化学技術	27	11	3	0	-	/	/	/	/	/	
	7	4	1	0		/	/	/	/		
電気技術	11	4	3	1	11.0	11	3	0	0	-	
	0	0	0	0		1	1	0	0		
機械技術	6	4	2	1	6.0	7	3	0	0	-	
	0	0	0	0		0	0	0	0		
保育士 幼稚園教諭	39	20	14	7	5.6	55	16	9	6	9.2	
	34	19	13	6		41	12	7	4		
保育士 幼稚園教諭 【育休代替】	9	5	5	5	1.8	4	4	3	3	1.3	
	9	5	5	5		4	4	3	3		
学芸員	50	20	10	2	25.0	56	25	17	4	14.0	
	17	7	5	1		33	12	8	3		
消防職	224	58	18	8	28.0	235	60	24	6	39.2	
	12	8	0	0		11	2	1	0		
技能労務職	149	40	14	5	29.8	/	/	/	/	/	
	0	0	0	0		/	/	/	/		
医療職	看護師	44	-	-	34	1.3	37	-	-	31	1.2
		37	-	-	30		35	-	-	30	
	助産師	3	-	-	2	1.5	3	-	-	2	1.5
		3	-	-	2		3	-	-	2	
	薬剤師	11	5	-	2	5.5	5	2	-	1	5.0
		6	4	-	2		3	1	-	0	
	医療技師	8	6	-	5	1.6	9	5	-	2	4.5
		0	0	-	0		2	2	-	1	
計	1820	706	318	152	/	1493	275	121	116	/	
	594	300	160	89		549	126	58	80		

(注) 1 各職種の下段は、女性の人数であり、内数です。

(6) 退職者の状況

退職は、次の事由ごとに区分されます。

ア 定年退職：60歳（医師は65歳）に達したことによる退職

イ 自己都合退職：本人の都合による退職

ウ その他の退職：死亡による退職や他の行政機関の職員となるため退職する場合等
事由別の退職者数は、次のとおりです。

区分	平成24年度（人）				平成23年度（人）			
	定年	自己都合	その他	計	定年	自己都合	その他	計
一般行政職	13	9	7	29	21	14	9	44
技能労務職	11			11	2	1		3
消防職	4	4		8	2	1		3
医療職	4	68	5	77	6	54	11	71
計	32	81	12	125	31	70	20	121

(7) 再任用の状況

再任用とは、地方公務員法に基づき、定年退職者を従前の勤務実績等に基づく選考により再び採用する制度です。なお、再任用職員には、職員と同様の時間を勤務する常時勤務職員と、それよりも短い時間を勤務する短時間勤務職員があります。（各年4月1日現在）

区分	平成25年（人）		平成24年（人）	
	常時勤務職員	短時間勤務職員	常時勤務職員	短時間勤務職員
一般行政職	0	34	0	40
技能労務職	0	27	0	22
医療職	0	1		
計	0	62	0	62

(8) 外郭団体等への管理職の再就職の状況

（平成24年度）

退職時に管理職であった者の外郭団体等への再就職の状況は、次のとおりです。

再就職先 再就職者数	他の地方 公共団体	特定地方独立 行政法人	外郭団体	非営利団体	営利企業	自営業	計
	平成24年度	0	0	0	2	1	0

(注) 1 外郭団体とは、公益事業協会等、小田原市が資本金又は基本金等の25%以上を出資している法人をいいます。

2 自己都合等による退職者は、除いています。

(9) 身体障害者及び知的障害者の任用状況（障害者雇用率）

（各年度6月1日現在）

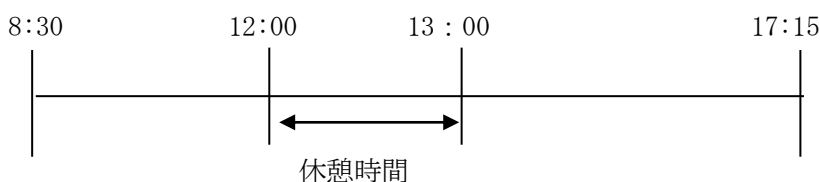
法定雇用率	2.30 %	平成25年度	1.75 %	平成24年度	1.86 %	平成23年度	2.05 %
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩時間の概要

(平成25年4月1日現在)

職員の勤務時間は、交替制勤務の職員等を除き、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。勤務時間には、1時間の休憩時間（無給）があります。



(2) 年次休暇の概要と取得状況

労働基準法及び小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、原則として1年につき20日の有給休暇が与えられます。(各年1月1日から12月31日まで)

平成24年の平均取得日数	平成23年の平均取得日数
8.0日	7.3日

(3) 特別休暇の概要

年次休暇以外に次の事由に該当する場合は、特別休暇を取得することができます。

(平成25年4月1日現在)

種類	付与日数等
選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認める期間
裁判員、証人等として官公庁等への出頭	必要と認める期間
骨髄又は末梢血幹細胞の提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
夏季休暇（原則として6月20日から9月30日までの間）	5日以内
結婚休暇	7日以内
妊娠中又は出産後1年以内である女子職員の保健指導又は健康診査	必要と認める時間
妊娠中の女子職員の母体の健康維持に重大な支障を与えると認められる場合の通勤の緩和	1日に1時間以内で必要と認める時間
産前・産後休暇（分べん予定日以前8週間目（多胎妊娠の場合は14週間目）から分べんの日後8週間目までの期間内）	必要と認める期間
妻の出産に伴う休暇	3日以内
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内
女子職員の生理休暇	2日以内
生後満1年に達しない子の養育	1日2回、1回30分
子の看護のための休暇	5日以内 (養育する子が2人のとき以上の場合は10日以内)
要介護者の介護等のための短期介護休暇	5日以内
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する交通の制限又は遮断	必要と認める期間
風水震災火災その他の非常災害による交通遮断	必要と認める期間
その他交通機関の事故等の不可抗力の事故	必要と認める期間
天災地変等による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間以内で必要と認める期間
親族の死亡	続柄に応じて定める期間内のうち必要と認める期間
父母又は配偶者の祭日 (命日、初七日など追悼のための特別な行事を行う日)	1日
永年勤続休暇	勤続20年は3日以内 勤続30年は5日以内

(4) 介護休暇の概要と取得状況 (各年1月1日から12月31日まで)

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度であり、連続する6月の期間内において必要と認められる期間、取得することができます。介護休暇は、1日単位又は時間単位で取得することができます。

区分	平成24年	平成23年
取得者数	2人(1)	1人(0)

(注) ()内は、男性の取得者数であり、内数です。

(5) 療養休暇の概要と取得状況 (各年1月1日から12月31日まで)

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合の休暇制度であり、医師の診断書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、取得することができます。

区分	平成24年	平成23年
取得者数	137人	114人

(6) 育児休業等の概要と取得状況 (各年1月1日から12月31日まで)

職員が育児をするための休業制度であり、子が3歳に達する日までの期間、取得することができます。育児休業は1日単位で取得することができ、部分休業は時間単位で取得することができます。

区分	平成24年	平成23年
育児休業取得者数	77人(0)	51人(0)
育児短時間勤務者数	7人(0)	4人(0)
部分休業取得者数	18人(1)	17人(1)

(注) ()内は、男性の取得者数であり、内数です。

(7) 安全衛生管理体制の整備状況

職員の安全衛生管理については、労働安全衛生法及び小田原市職員安全衛生管理規程に基づき整備するとともに、管理体制の充実・推進を図っています。

ア 安全衛生委員会

職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するために、9の事業場に安全衛生委員会を設置しています。安全衛生委員会は、危険及び健康障害の防止に向け、職場巡視、安全衛生研修等を実施し、快適な職場環境の形成促進に向け活動しています。

事業場の区分は次のとおりです。

区分	事業場の内容
1	環境事業センターの職員を中心とした事業場
2	水道局の職員を中心とした事業場
3	学校給食共同調理場の職員を中心とした事業場
4	市立病院の職員を中心とした事業場
5	消防本部及び消防署の職員を中心とした事業場
6	教育部（学校給食共同調理場等の職員を除く。）及び子ども青少年部の職員を中心とした事業場
7	公営事業部、市民部、防災部、文化部、福祉健康部、経済部及び農業委員会事務局の職員を中心とした事業場
8	環境部（環境事業センターを除く。）、都市部、建設部、下水道部の職員を中心とした事業場
9	1～8の事業場以外の事業場

イ 安全衛生協議会

安全衛生委員会相互の調整並びに職員の安全及び衛生に関する重要事項を調査審議するため、安全衛生協議会を設置しています。安全衛生協議会は、各委員会の総括安全衛生管理者、各委員会の安全管理者及び衛生管理者を中心に構成しています。

ウ 産業医

職員の健康管理について適切な措置を講ずるために、本市においては2名の認定産業医を委嘱しています。産業医の主な職務は、職員の心身両面にわたる健康に関する相談、職場環境の改善等安全衛生全般に関する医学的見地からの助言や指導です。

8 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、給料を減額されたりします。

分限処分は、公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に、規律の保持と公務員秩序を維持するために行う処分です。

(1) 分限処分の状況

処分手由	平成24年度(人)			平成23年度(人)		
	免職	降任	休職	免職	降任	休職
勤務実績が良くない場合	0	0		0	0	
心身の故障の場合	0	0	17	0	0	14
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0	0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0		0	196	
刑事事件に関し起訴された場合			0			1
計	0	0	17	0	196	15

(2) 懲戒処分の状況

処分手由	平成24年度(人)				平成23年度(人)			
	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告
諸給与の不正領得	0	0	0	0	0	0	0	0
受験採用の際の虚偽行為	0	0	0	0	0	0	0	0
職務命令違反	0	0	0	0	0	0	0	0
信用失墜行為	0	0	0	0	0	0	0	1
守秘義務違反	0	0	0	0	0	0	0	0
職務専念義務違反	0	0	0	0	0	0	0	0
政治的行為違反	0	0	0	0	0	0	0	0
争議行為	0	0	0	0	0	0	0	0
営利企業等従事制限違反	0	0	0	0	0	0	0	1
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0	0	0	0	0	0	0	0
公職選挙法違反	0	0	0	0	0	0	0	0
一般の服務違反(その他)	0	1	0	0	0	0	0	0
傷害・暴行・迷惑行為等による法令違反	0	0	0	0	0	0	0	1
金銭・異性関係等の非行	1	0	0	0	0	0	0	0
一般の非行(その他)	0	0	0	0	0	0	1	0
収賄	0	0	0	0	1	0	0	2
横領	0	0	0	0	1	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	1	0	0	0	1
管理監督者責任	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	1	2	0	1	6

9 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはならない。
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければならない。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されている。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に關与する等の政治的行為が禁止されている。

(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況 (平成24年度実績)

職務専念義務は、次のような一定の事由がある場合に限り免除されます。

免除の種類	承認者数(延べ人数)
人間ドックを受診する場合	858人
共済組合主催の事業に参加する場合	3人
公的機関及びこれに準ずる機関主催のスポーツ大会に参加する場合	18人
職務に関連のある学術その他の会合に依頼されて出席する場合	104人
職務に関連のある事項に関して講師等を依頼されて出席する場合	166人
その他(消防団の活動など)	12人
計	1,161人

(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況 (平成24年度実績)

許可した内容	許可件数
原稿執筆	3件
その他(講師、講演、検診など)	340件
計	343件

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

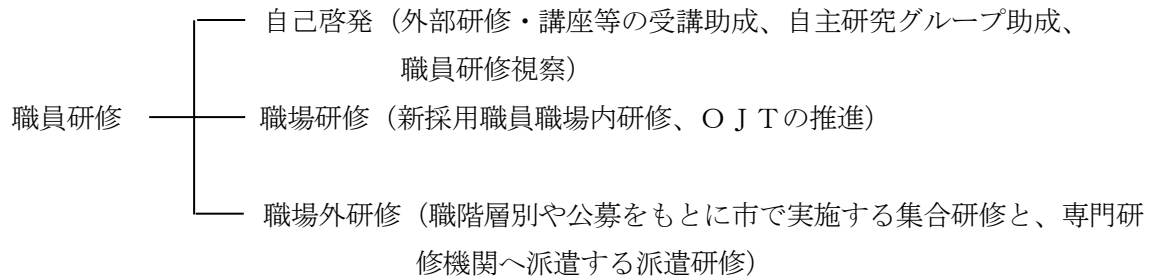
組織の活力を高め、職員一人ひとりの個性を重視しつつ、地方自治体が直面する様々な課題に即応できる知識・能力を備えた人材の育成を推進するための指針として「小田原市人材育成基本方針」（平成13年3月策定）を平成19年2月に改定しました。

この人材育成基本方針では、人材育成の目標となる「職員像」を定めるとともに、目標を達成するための方策を示しています。

職員研修は、この人材育成基本方針に基づき実施しています。

(2) 研修体系の概要と実施状況

職員研修には、職員の自主的な学習活動である「自己啓発」、職場において職務を通して行う「職場研修」、職場を離れて体系的・集中的に学習する「職場外研修」があります。



ア 自己啓発の状況（平成24年度実績）

職員自らが必要を感じて、自発的・主体的に学習や研究を行っています。

(ア) 外部研修・講座等の受講助成：29人 21講座

(イ) 自主研究グループ：1グループ 63人

(ウ) 職員研修視察：28件 32人

イ 職場研修の状況（平成24年度実績）

それぞれの職場で主に職務を通して行う研修です。仕事に必要な情報、知識及び技術を習得します。

外部講師による職場研修：5部署 55人

ウ 職場外研修の状況

(I) 集合研修

知識・技術・態度を体系的・集中的に学習し、自己啓発や職場研修では学習できない他分野の人との討議、交流などを行うため、次のような集合研修を行っています。

研修講座名	受講者	平成 24 年度 (人)	平成 23 年度 (人)
新採用職員	新採用職員	57	58
主事昇任前	主に採用後 1 年目の職員	37	50
徴収事務	主に採用後 3 年目の職員	36	32
政策形成基礎研修	主に採用後 6 年目の職員		18
プレゼンテーション	公募による選考	9	43
民法	公募による選考	10	30
行政法	公募による選考員	6	20
主任	主任昇任者		32
主査	主査昇任者		21
新任監督者	係長・担当主査昇任者	37	76
新任副課長・新任課長補佐	副課長・課長補佐昇任者		51
新任課長	課長昇任者	15	27
ライフプランセミナー	定年退職予定者	32	32
技術職員研修	技術職員	89	105
技能・業務職員	技能・業務主査・主任昇任者	8	12
臨時職員	臨時職員	40	22
防災講演会	管理監督者級		69
「職場・仕事を通じての人生のクオリティ・オブ・ライフをあげてみましょう」講演会	公募による選考		74
男女共同参画社会講演会	公募による選考	35	36
交通安全啓発講演会	公募による選考	77	74
公務員倫理講演会	公募による選考	82	263
実務研修	公募による選考	47	
市民との協働研修会	公募による選考	114	
レジリエンス研修会	公募による選考	14	
文書力向上研修	公募による選考	9	
メンタルヘルス研修	公募による選考		11
小田原市自治基本条例職員研修	公募による選考		79
合 計		754	1,235

(Ⅱ) 派遣研修

高度で専門的な知識や公務部内では得がたい知識を学ぶほか、人的なネットワークを構築するため、次のような研修機関に派遣しています。

研修機関	平成 24 年度 (人)	平成 23 年度 (人)
国土交通省	1	1
林野庁	1	1
自治大学校／事後研修含む	6	5
国土交通大学校	3	4
全国市町村職員中央研修所	2	6
神奈川県市町村振興協会・市町村研修センター	170	167
神奈川県都市整備技術センター	32	29
民間研修機関	16	14
民間企業研修		
合 計	231	227

(3) 人事評価制度の概要

人事評価制度とは、「職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の結果等を一定の基準と手続きに基づいて、一斉かつ定期的に把握し人事管理に活用する仕組み」です。

具体的には、上司が個々の部下の職務行動を個人別に観察し、仕事の実績、発揮された能力、そして職務遂行の上で確認できた事実を、組織が定めた一定の明確な基準・ルールに基づいて客観的に把握するもので、評価した結果は主に次の目的のために活用します。

- ① 職員を客観的・多面的・分析的に把握して、公正な人事管理を行うための基礎資料
- ② 評価者（上司）から本人（部下）への指導を通じての能力開発、組織の活性化、職場のモラル向上等
- ③ 異動・人事配置などの人事管理

人事評価の構成は次のとおり、業績評価、態度評価、能力評価の3つの側面を実施します。

<小田原市人事評価の階層別評価要素一覧表>

	一般職1～2級 (主事補、主事等)	一般職3～4級の一部 (主任・主査)	一般職5級 (係長<監督職>)	一般職6～8級 (副課長以上の 管理職)
業績評価	仕事の質 仕事の量	仕事の質 仕事の量	仕事の質 仕事の量	仕事の質 仕事の量
態度評価	規律性 責任性 協調性 挑戦・工夫(積極性) 市民志向	規律性 責任性 協調性 挑戦・工夫(積極性) コスト意識 市民志向	規律性 責任性 協調性 挑戦・工夫(積極性) 経営感覚 市民志向	責任性 協調性 挑戦・工夫(積極性) 経営感覚
能力評価	知識・技術力	知識・技術力	知識・技術力	知識・技術力
	理解分析力 表現力 実行力	企画力 理解分析力 折衝力 実行力	企画力 判断力 渉外力 実行力 指導力	企画調整力 決断力 渉外力 指導育成力 管理統率力

	保育士・幼稚園教諭職 (主査まで)	消防職 (消防署・主査まで)	技能・労務職
業績評価	仕事の質 仕事の量	仕事の質 仕事の量	仕事の質 仕事の量
態度評価	規律性 責任性 協調性 挑戦・工夫(積極性) 市民志向	規律性 責任性 協調性 挑戦・工夫(積極性)	規律性 責任性 協調性 挑戦・工夫(積極性)
能力評価	知識・技術力 理解分析力 応対・表現力 包容力	知識・技能 理解分析力 報告力 現場対応力 体力	知識・技能 理解分析力 報告力 注意力 体力

1 1 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の短期給付及び長期給付の概要

市の職員（常勤）は、神奈川県市町村職員共済組合に加入して、短期・長期給付を受けることができます（栄養士、用務員等一部の職員は、公立学校共済組合に加入しています。）。

神奈川県市町村職員共済組合は、常時勤務する職員を組合員として組織される団体であり、職員からの掛金と地方公共団体からの負担金などにより運営されています。

ア 短期給付

法定給付	保健給付	療養費、高額療養費、出産費、埋葬料などの給付
	休業給付	育児休業手当、傷病手当金などの給付
	災害給付	災害見舞金、弔慰金の給付
法定外給付	附加給付	入院附加金、出産費附加金などの給付

イ 共済組合の長期給付（厚生年金相当部分、職域年金相当部分）

退職給付	退職共済年金	職員（共済組合員）期間等25年以上の者が退職した場合で、60歳に達したとき等に支給される年金
障害給付	障害共済年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に、障害の程度に応じて支給される年金
	障害一時金	軽度の障害の状態のときに支給される一時金
遺族給付	遺族共済年金	組合員が死亡したとき、遺族に支給される年金

ウ 国民年金からの給付（基礎年金）

老齢基礎年金	職員（共済組合員）期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達したとき等に支給される年金
障害基礎年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給される年金
遺族基礎年金	組合員が死亡したとき、遺族に支給される年金

(2) 共済組合の福祉事業の概要

共済組合は、福祉事業として、職員（組合員）の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

保健事業	人間ドック等の補助金、委託保養所の利用助成券の配布など
貸付事業	普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学貸付など
貯金事業	給与から天引きによる貯金
物資事業	自動車や家庭生活物品等の斡旋事業

(3) 公務（通勤）災害補償の概要と実施状況

職員が工作中又は通勤途中に災害（負傷、疾病、傷害又は死亡をいいます。）を被った場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

(平成25年4月1日現在)

区分		平成24年度		平成23年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
通勤災害	発生件数	2	0	3	0
	新規認定件数	2	0	3	0
工作中的の災害	発生件数	19	0	17	0
	新規認定件数	19	0	17	0
計	発生件数	21	0	20	0
	新規認定件数	21	0	20	0

(4) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に基づき、職員の健康診断を年1回実施しています。また、年1回産業医が巡回して、執務環境の状況をチェックするとともに、その改善に取り組んでいます。

(5) メンタルヘルスへの対応状況

職員や家族を対象として、「心の相談室」を設置し、週1回、産業カウンセラーが相談に応じています。また、メンタル系疾患休職者の円滑な職務復帰を図るため、精神科医を導入しています。

さらに、職員互助会への委託によりメンタルヘルスチェックを実施して、セルフケアを充実させるとともに、結果の組織分析を行い、ラインケアの強化を図っています。

そのほか、管理監督者等を対象としたメンタルヘルスの講習を行っています。

(6) ハラスメントへの対応状況

相談や苦情を処理する窓口を企画部職員課人事研修係、給与福利係及び保健室に設置し、随時相談・苦情に応じています。

なお、「小田原市職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱（平成22年4月1日一部改正）」に基づき、従来セクシャルハラスメントに限定した対応であったものをパワーハラスメント等にも対応し、ハラスメント全体の相談・苦情に応じる体制を整えています。

(7) その他厚生制度の概要

地方公共団体は、地方公務員法に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないと定められており、市はこれらの業務を小田原市職員互助会に委託しています。

小田原市職員互助会は、職員の互助救済及び福利厚生を増進するために設立された組織で、市職員（平成24年4月1日現在1,978名）で構成されています。職員からの会費及び市からの委託料をもとに運営しております。市からの委託料は、福利厚生事業委託特別会計にて独立して管理・運営し、職員の会費のみで運営している一般会計と明確に区別しております。委託事業では、人間ドック等負担金の一部助成、メンタルヘルス対策事業等を実施しています。一般会計の事業としては、職員に対する慶弔金や見舞金の給付事業、生活資金の貸付事業、生活物資の斡旋等を実施しております。

【職員互助会に委託して実施した事業】

事業概要	金額
人間ドック等受診者助成事業 人間ドックを受診した場合、1人上限15,000円を助成。 脳ドックを受診した場合、1人上限10,000円を助成。 (人間ドック助成を受けた者は上限5,000円) (対象 858名)	12,296,090円 (14,331円)
メンタルヘルス対策事業 メンタルヘルスチェック及び研修会の実施。電話、メールによる相談対応。(対象 1,978名)	4,356,077円 (2,202円)
ウォーク大会事業(参加者217名)	282,100円 (1,300円)
各種大会助成事業など 湘南六市役所体育大会や各部対抗球技大会の開催費、同大会及び湘南六市役所囲碁将棋大会等への参加助成など。 (対象 全職員(1,978名))	1,713,298円 (866円)
職員文化祭の開催(参加者300名)	414,435円 (1,381円)
福利厚生事業委託特別会計支出合計 【職員一人あたりの公費負担金額】	19,062,000円 【 9,637円 】

※ () の数字は、当該事業の対象者一人あたりの公費負担額。

※ 職員互助会が職員等からの会費のみで実施した事業は除きます。

○ 互助会事業全体(一般会計と福利厚生事業委託特別会計の合計)に対する公費支出の割合は、19.4%です。

※平成24年度一般会計決算額(支出合計)は、79,179,654円

1 2 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立及び苦情処理）

（1）勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等の勤務条件に関して、当局が適切な措置を講ずるよう公平委員会に要求することができます。

（平成24年度実績）

平成24年度 当初係属件数	新規申立件数	処理件数					平成24年度末 係属件数
		申立容認	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

（2）不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

（平成24年度実績）

平成24年度 当初係属件数	新規申立件数	処理件数					平成24年度末 係属件数
		処分取消	処分容認 (棄却)	却下	取下げ	計	
1	0	0	1	0	0	0	0

（3）苦情処理制度の概要と状況

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関して、公平委員会に苦情相談をすることができます。

（平成24年度実績）

平成24年度当初係属件数	新規苦情相談件数	平成24年度末係属件数
0	4	0

1 3 内部通報制度

（1）内部通報の受付の状況

平成22年度受付件数	平成23年度受付件数	平成24年度受付件数
0	2	0

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪300

小田原市企画部職員課（市役所3階赤通路）

電話：0465-33-1241（直通）

FAX：0465-66-4916（直通）

E-mail：shokuin@city.odawara.kanagawa.jp

URL：<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>